

2025.11.5 第40回 都市美対策審議会 政策検討部会資料

旧市庁舎街区活用事業における 駅前広場とデジタルサイネージの 活用について（審議）

横浜市都市整備局都心再生課

目次

1.市の方針（上位計画）	3
2.地域の現況、これからの動向	4
3.関内駅前地区、旧市庁舎街区の方針と制限	5
4.旧市庁舎街区全体の外構計画（広場と動線）	7
5.駅前広場の空間活用の考え方	9
6.イベント時の動線と夜間景観の考え方	20

○都市再生緊急整備地域

<地域整備方針 関内駅周辺地区>

「国際的な産学連携」と「観光・集客」を土地活用のテーマに、～、地区の賑わいと活性化の核づくりや回遊性の向上などの取組を推進し、国際競争力と発信力のある拠点を形成

○横浜市都市計画マスタープラン 中区プラン

<都市の魅力・活力に関する方針 6 未来を創る都市づくり>

関内・関外地区の業務再生をけん引する「国際的な産学連携」、来街者の増加によって地域の商業需要を高める「観光・集客」の実現を目指し、～、関内・関外地区の活性化の核となるような新たなまちづくり

○関内駅周辺地区エリアコンセプトブック

<広場>

新たなまちを印象づける、象徴となる広場空間の形成が期待されています。
広場は、誰もが利用できる環境の提供や、イベント等で持続的に賑わいが生まれたり、建物と広場が一体的に利用されるといった活かし方が期待されます。

<景観>

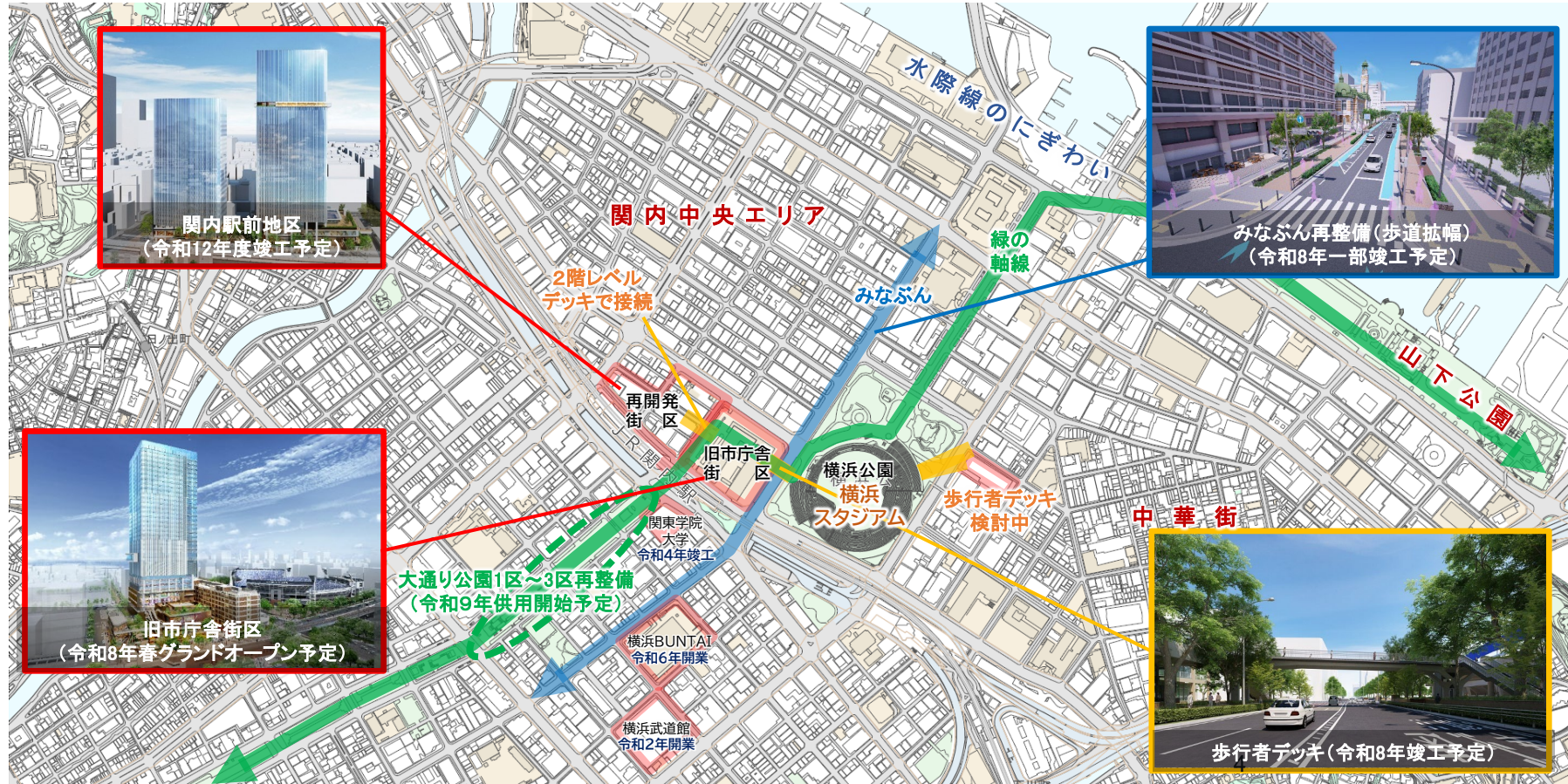
関内地区の玄関口としての風格のある景観と、多くの人で賑わう魅力的な駅前空間の形成



- 関内駅周辺地区の位置付け
- ①「国際的な産学連携」と「観光・集客」
 - ②賑わいと活性化の核、回遊性の向上
 - ③玄関口としての風格

2. 地域の現況、これからの動向

● 拠点整備、回遊性を高める基盤整備



● にぎわい創出・エリア活性化に向けた取組 (KAN-KAN SQUARE PROJECT)



BALLPARK FANTASIA
(令和2年～)

横浜スタジアムや
横浜公園で
親子連れが楽しめる
多彩なアクティ
ビティを展開



まちあそび
人生ゲームin関内
(令和5年)

関内・関外の飲食店や
施設をボードゲームの
「マス」に見立て、ま
ちの魅力を発見するま
ち歩きイベント



関キャンfes×
UNITE音楽祭
(令和6年)

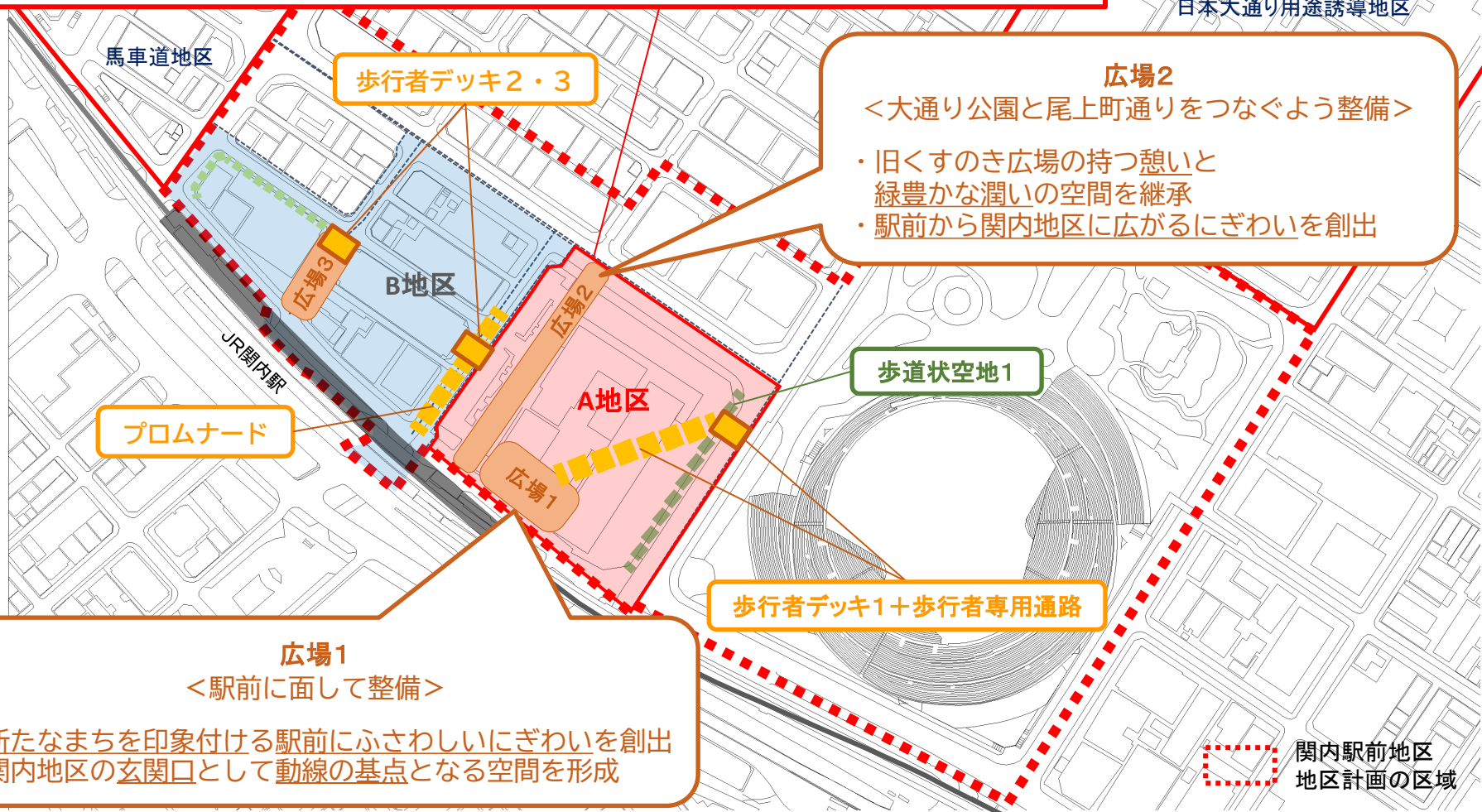
関東学院大学の学園祭
とBUNTAIの音楽フェ
スを同日開催し、大通
り公園でステージイ
ベントや飲食の提供を連
携して実施

3. 関内駅前地区、旧市庁舎街区の方針と制限

関内駅前地区地区計画

— A地区 —

- ・ 関内地区の玄関口としてふさわしい魅力とにぎわいを創出するため、関内の顔となる周囲に開かれたシンボル空間を整備
- ・ 関内・関外地区の活性化の核を形成

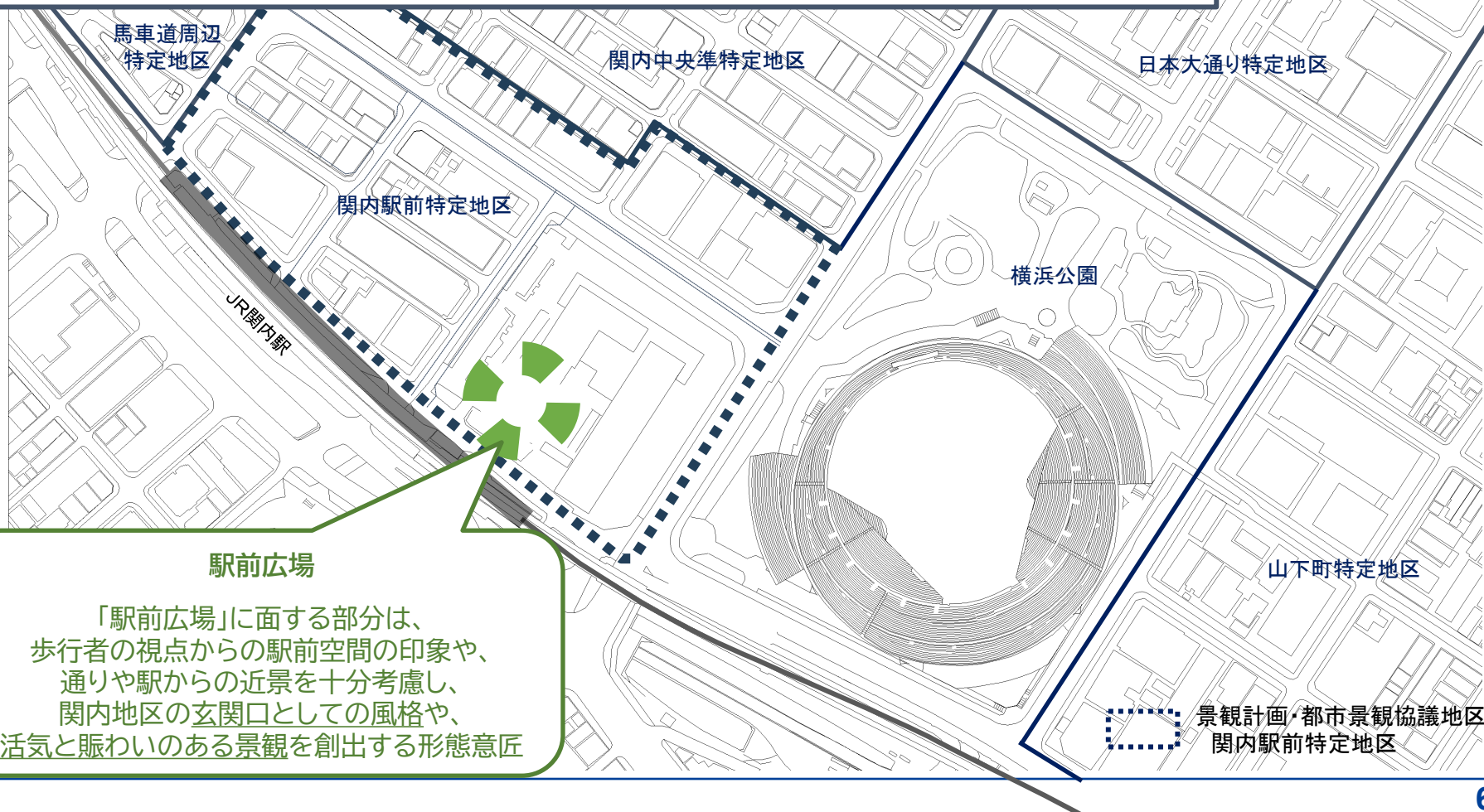


3. 関内駅前地区、旧市庁舎街区の方針と制限

景観計画・都市景観協議地区

－関内駅前特定地区－

- ・ 関内地区の玄関口としての風格
- ・ 商業機能等による活気と賑わいのある空間を形成
- ・ 関内駅前特定地区の格調を高め、活力と賑わいを創出する商業・業務の機能の導入を推進し、特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する



駅前広場

「駅前広場」に面する部分は、
歩行者の視点からの駅前空間の印象や、
通りや駅からの近景を十分考慮し、
関内地区の玄関口としての風格や、
活気と賑わいのある景観を創出する形態意匠

4. 旧市庁舎街区全体の外構計画（広場のイメージ）

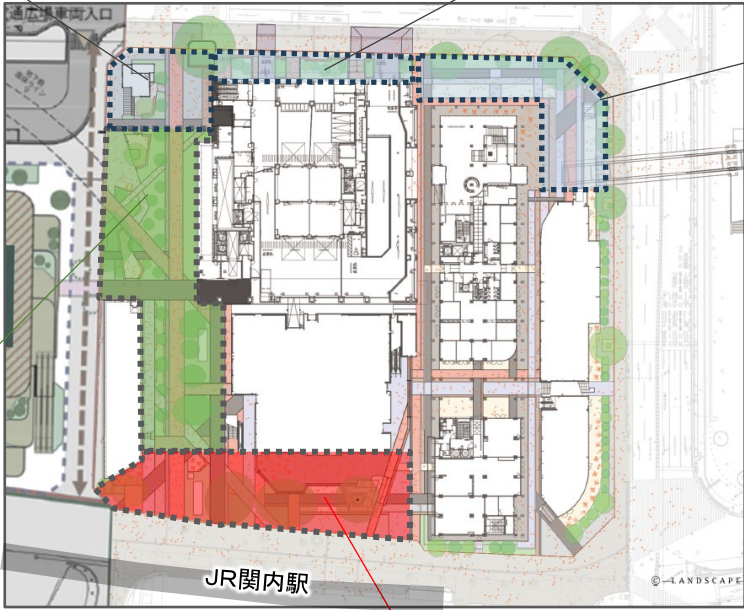
●ビクターフロント周り
観光案内・シェアモビリティポート等



●尾上町通り沿い
歩行者の休憩空間



●くすのきモール
緑陰空間に点在する居心地の良い滞留空間

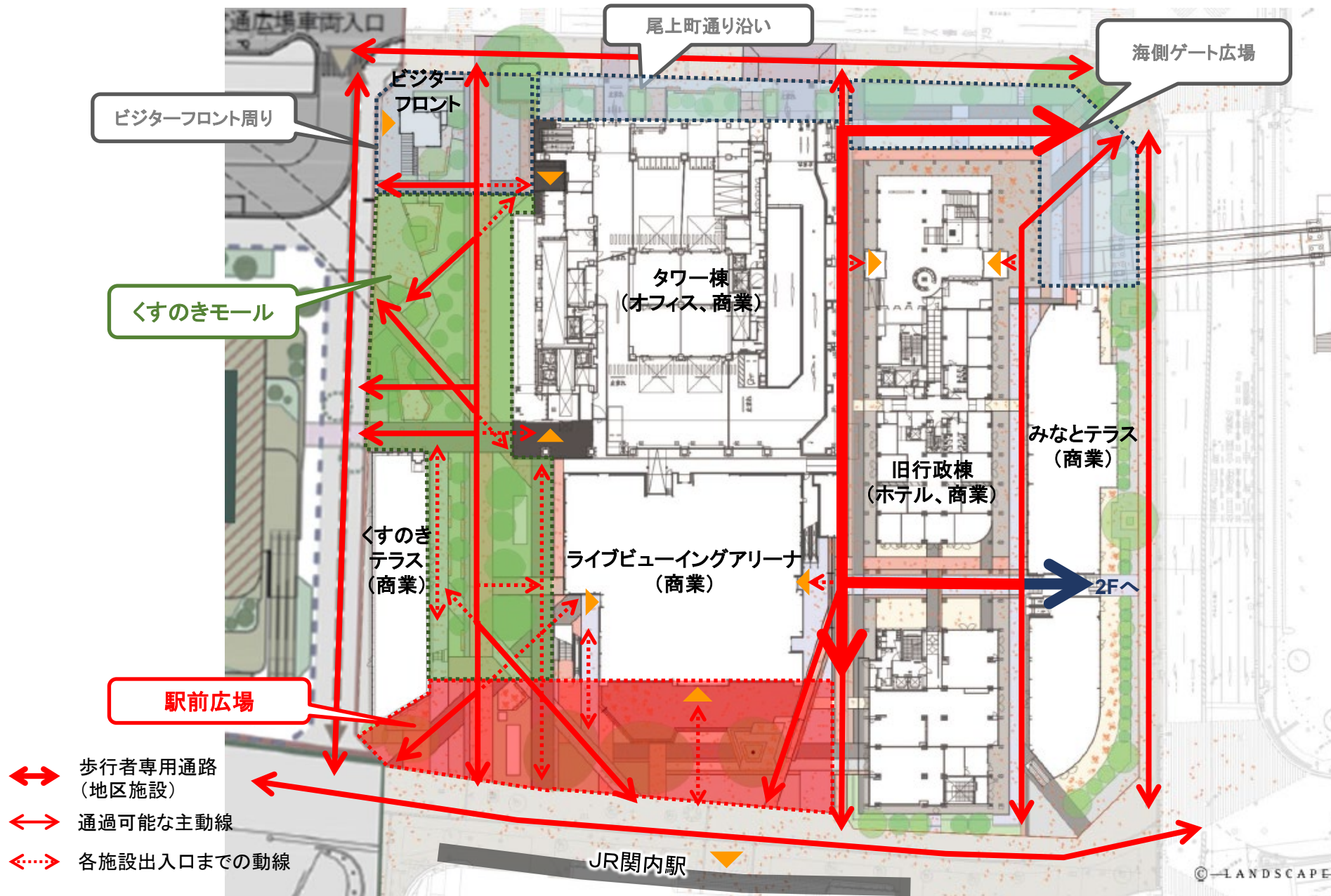


●海側ゲート広場
ホテルロビーとの一体的な空間
関内の街に人の回遊を生み出す

●駅前広場
駅前にふさわしい多様なアクティビティ
を生み出す賑わいの空間



4. 旧市庁舎街区全体の外構計画（広場と動線）



● 駅前広場の役割について

⇒ 上位計画等を踏まえ再整理

- 駅前広場は、関内駅南口の目の前に位置しているため、**関内・関外エリアにおける玄関口**として、関内・関外地区の魅力を印象付ける空間を目指します。

【駅前広場の役割】

- 関内地区の玄関口としての風格や、活気と賑わいのある景観 **（景観形成）**
 - ⇒ 建築物：旧市庁舎と調和した形態意匠
 - ⇒ 外構：シンボルツリー（既存くすのき）を中心とした空間
- 関内地区の玄関口として動線の基点となる空間を形成 **（回遊性）**
 - ⇒ 駅前広場を基点に動線を確保（広場2、歩行者専用通路、その他の動線）
- 新たなまちを印象付ける駅前にふさわしい賑わいを創出 **（賑わい）**
 - ⇒ 滞留空間やイベント利用等のための設備の整備
 - ⇒ 賑わいの性質はグラデーションで変化するもの

●「ハレ」と「ケ」のバランスについて

⇒賑わいの性質はグラデーショナルに変化するもの

- 本事業では施設内に業務・商業機能が入るため、街区内にある一定程度の賑わいが常時存在することになります。地域や周辺施設、街区内施設などの状況に合わせて、駅前広場の賑わいの性質はグラデーショナルに変化するものであり、広場の活用方法にはバリエーションがあると考えています。

【賑わいの性質のグラデーション(例)】

日常	⇔	特別
規模が小さい	⇔	規模が大きい
地域性	⇔	商業性
憩い	⇔	活動

【駅前広場の活用イメージ(例)】



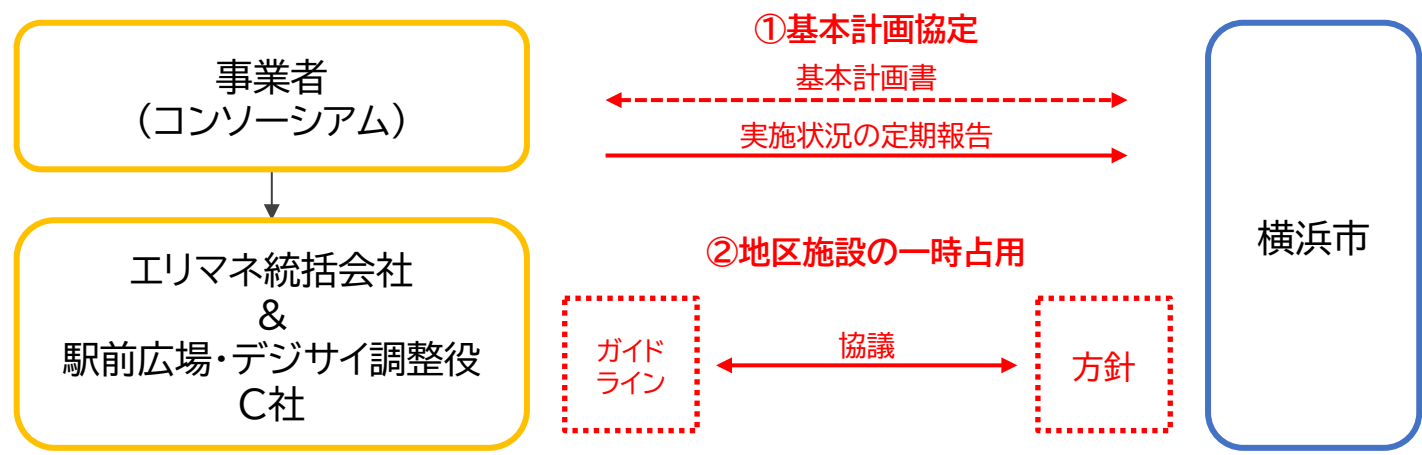
● 広場の運用について

⇒事業者は商業目的だけでなく、まちづくり活動の一環として広場を活用

⇒横浜市は『基本計画協定』と『地区施設等の一時占用』に基づき運用を確認

- 事業者は基本計画書に基づき、エリア価値向上のためのマネジメントや広場活用を実施し、横浜市は定期的な報告を受けつつイベント連携などのコミュニケーションを図ります。
- 地区施設の活用には公共性を踏まえた一時占用の協議が必要であり、市が策定する方針に沿って事業者は広場活用のガイドラインを整備する予定です。

【事業者の体制と横浜市の関係】



- ① 基本計画協定 : 事業やまちづくり活動の実施状況の確認(都心再生課)
- ② 地区施設の一時占用 : 広場活用における一時占用物の確認(都心再生課)

● デジタルサイネージの役割について

⇒ 駅前広場の役割に合わせて再整理

- デジタルサイネージは、駅前広場の機能を高めることを目的とし、広場の活用状況に合わせて掲出するコンテンツを連動させていきます。

【デジタルサイネージの役割】

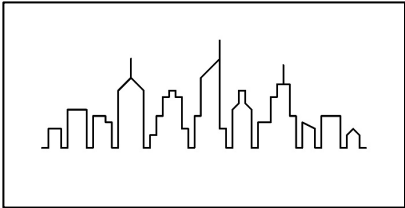
- デジタルアートなどの映像表現による玄関口としての景観形成
- 周辺地域や施設などの情報発信による回遊性の向上
- LIVE映像や演出動画・静止画などのイベント演出による賑わいの増幅

● デジタルサイネージのコンテンツについて

⇒ 駅前広場の機能を高めるコンテンツを役割別に整理

【コンテンツの種類(例)】

- ① 玄関口としての景観形成(ブランディング)
 - ・デジタルアートなどの映像表現(制作動画)
- ② 回遊性の向上
 - ・周辺地域や施設の情報
- ③ 賑わいの増幅
 - ・LIVE映像
 - ・イベント演出
- ④ 駅前広場とデジタルサイネージの運営費の確保
 - ・企業広告



①のイメージ: デジタルアート



②のイメージ: 周辺地域の情報



③のイメージ: LIVE映像



③のイメージ: イベント演出



④のイメージ: 企業広告

● デジタルサイネージの運用方法について

⇒初年度は駅前広場の活用に合わせて運用を試験的に実施

- 広場の活用状況に合わせて掲出するコンテンツを連動させていきますが、運用上、365日それぞれの広場活用に合わせてコンテンツの調整を行うことは困難であるため、ある一定の条件を設定して放映するコンテンツを決めていきます。
- **初年度は試験的に自主審査組織でその条件を設定し運用**します。特に、『③賑わいの増幅』、『④運営費の確保』といったコンテンツは、試験的に年間180日程度の放映とし、その効果や影響を検証していく予定です。

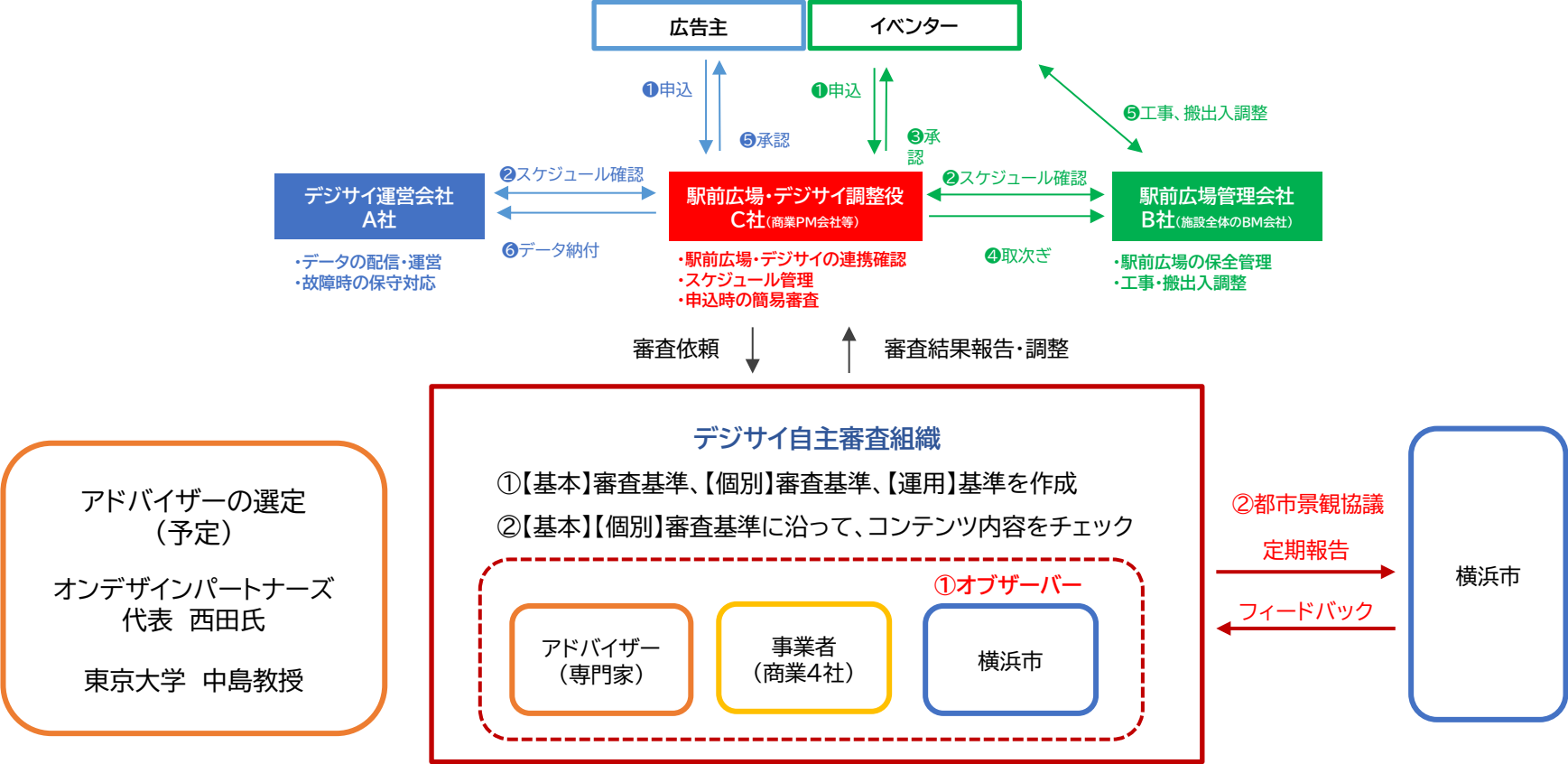
【検証のポイント(案)】

- ・企業広告の影響(動画・静止画の差異、賑わいの性質との関係など)
 - ・広場活用に対する効果(景観形成、回遊性、賑わい)
 - ・収益性や事業継続性の確認
-
- 試験運用の結果を自主審査組織で検証、都市美対策審議会に報告し正式運用のルールを定めます。
 - 正式運用のルールについても、改良の必要がある場合には自主審査組織で検討し変更していきます。

● デジタルサイネージの運用や審査の体制について

⇒デジタルサイネージの自主審査における横浜市の役割を明確化

【事業者の体制と横浜市の役割】



- ① 自主審査組織のオブザーバー:コンテンツの審査(都心再生課)
- ② 都市景観協議:運用や審査の基準等の確認(都市デザイン室、景観調整課、都心再生課)

● デジタルサイネージの運用や審査の基準について

⇒ 自主審査組織と横浜市で検討を深度化(予定)

4. デジタルサイネージのコンテンツ審査基準

※【再掲】第38回政策検討部会資料(令和7年7月7日)

●【基本】審査基準について

・①目指すべき姿と、②守るべき基準に分けて、定義付けを行う

①目指すべき姿

1. 広域視点(街のブランディング)

開港の歴史と、新しい文化を積極的に取り入れる関内独自の地域特性を活かし、
持続的に創造的な活動が生まれる場所にふさわしい内容であり、
地域のブランド形成と都市景観の向上に資するもの。

2. 中域視点(関内・関外エリアの回遊性)

関内の玄関口として、「地区の結節点」における連携強化の役割を担う為に、
関内・関外エリアの多様かつ魅力的な側面を発信し、
エリア全体の賑わい創出と回遊性向上に寄与すること。

3. 狭域視点(広場空間の価値向上)

「継承・再生・創造」「MINATO-MACHI LIVE」という街区コンセプトに合っており、
ハレ：広場の賑わいやイベントへの没入感の創出に挑戦し(イベント目的の来街者に対して)、
ケ：豊かな都市空間と居心地の良さを醸成し(駅前広場に立ち寄った方に対して)、
市民の愛着やまちの魅力をより一層高める内容であること。

● デジタルサイネージの運用や審査の基準について

⇒ 自主審査組織と横浜市で検討を深度化(予定)

4. デジタルサイネージのコンテンツ審査基準

※【再掲】第38回政策検討部会資料(令和7年7月7日)

② 守るべき基準

(1) 最低限守るべき基準(世の中一般的な基準)

例) 公序良俗に反するものは禁止／青少年保護観点からふさわしくないものは禁止 等
→ 横浜市広告掲載基準などを参考に定めていく

(2) 放映内容の詳細規定(立地特性を踏まえた基準)

例) 背景色にけばけしい色見を使用することは禁止 等

→ a. 全体の訴求率(文字サイズ・文字数・画像サイズなど)

b. 色彩

c. 動画に関する規制(音・切替・同心円等の規則的なパターン模様の制御など)

d. モニターに関する規制(輝度・点滅など)

→ イベント広告物協議の手引き等を参考にし、
詳細の数値基準などは、自主審査組織を組成した後に詳細検討していく

● アドバイザーについて

・以下2つの観点が必要と考えており、2名程度の専門家に入っていただくことを検討

① 目指すべき姿・守るべき基準についての的確な助言ができる方

② 横浜エリアに根差しており、地域特性を理解している方

● デジタルサイネージの運用や審査の基準について

⇒ 自主審査組織と横浜市で検討を深度化(予定)

4. デジタルサイネージのコンテンツ審査基準

※【再掲】第38回政策検討部会資料(令和7年7月7日)

●【個別】審査基準について

・コンテンツは主に以下3パターンに分類し、各映像コンテンツ毎の審査を実施

【パターン①】LIVE映像 ※音響：あり

音楽イベントや球場の様子などのLIVE映像は、
情報がリアルタイムで更新される為、審査不可



【パターン②】街区情報・エリア情報 ※音響：コンテンツ連動

- ・ 枠を固定化させ、自主審査組織にて枠デザイン、及び
枠内に掲出する情報(写真サイズ・項目・文字数等)を
個別ルールで定める
- ・ 個別ルールに則って運用できているかは、デジサイ
運営会社A社が確認を行う

審査対象



【パターン③】制作動画・企業広告 ※音響：コンテンツ連動

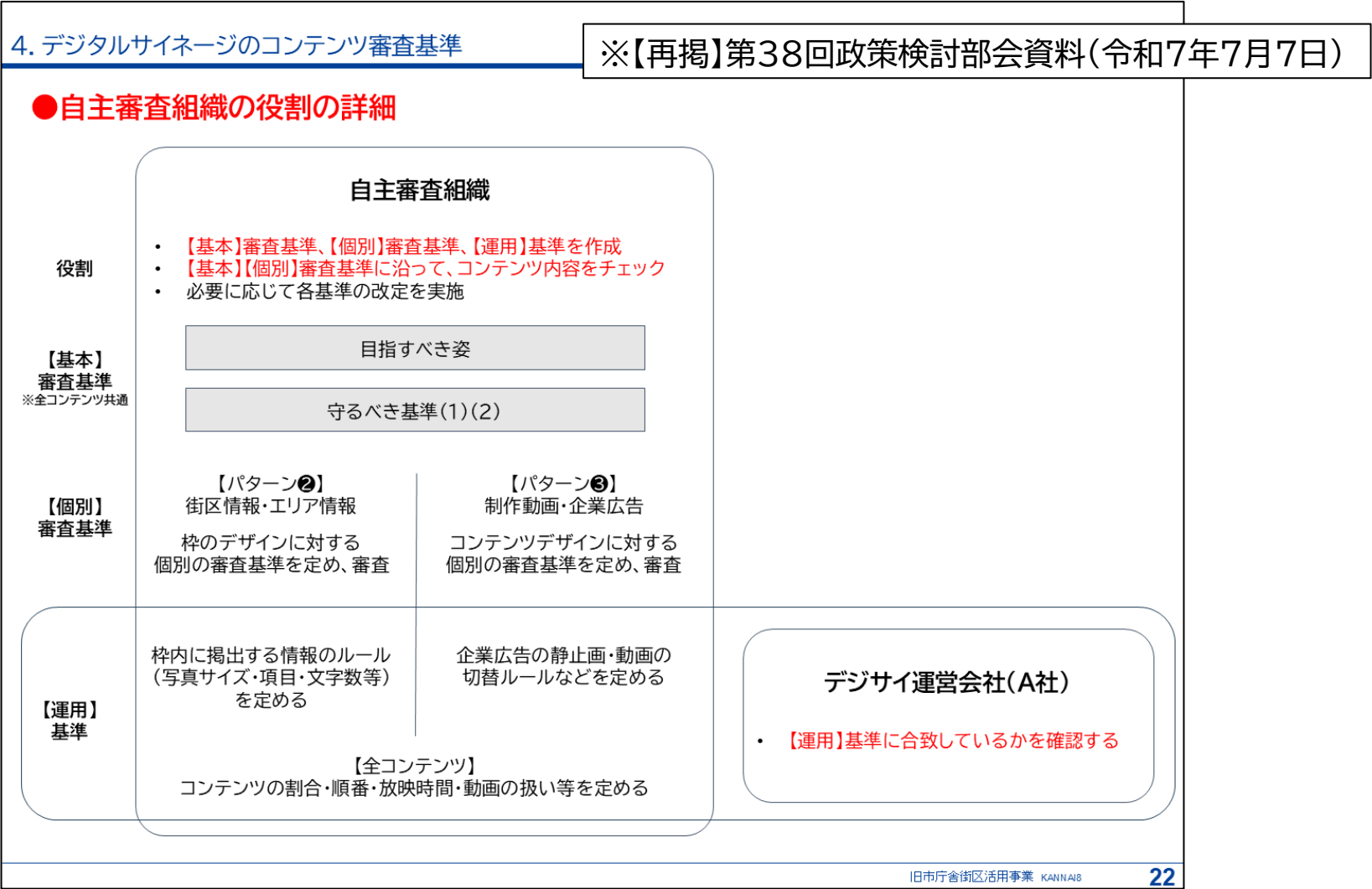
- ・ 制作動画に関しては横浜関内の地域特性を生かした
ユニークな動画であること
- ・ 企業広告は静止画と動画の2パターンが想定され、
重視する審査の観点を分ける
- ・ 静止画：「情報の発信量」→掲出情報(文字サイズ・色
彩等)の定量的審査
- ・ 動画：「賑わい創出へ寄与しているか」→掲出情報
(動画の世界観等)の定性的審査

審査対象



● デジタルサイネージの運用や審査の基準について

⇒ 自主審査組織と横浜市で検討を深度化(予定)



● イベント時の一般動線について

⇒ 広場活用ガイドラインを策定し一般動線を確保

- 事業者は広場活用ガイドラインに一般動線についてルール等を記載します。
- 横浜市は『地区施設の一時占用』の協議の中でその内容を確認します。



ガイドラインのイメージ

● 夜間景観とデジタルサイネージの関係について

⇒ デジタルサイネージの運用前に自主審査組織で照度や輝度について検証

- 自主審査組織(事業者、専門家、横浜市)で検証したうえで放映します。
- 街区全体の照明計画や横浜市都心臨海部夜間景観形成ガイドラインの考え方に配慮します。



夜間景観のイメージ